

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 26 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中毘沙門集落（上毘沙門集落、下毘沙門集落、東郷二ヶ集落、小路集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 6 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者による組織を設立し、耕作放棄地が削減していく。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈作業の労働力が軽減していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。

(別紙)

- ・農業参入企業を受け入れに向けて、農地を集積し、保全していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・地域独自のブランド米を生産・販売していく。